

## 健全化判断比率及び資金不足比率についてお知らせします。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

平成21年度決算に基づき算定された十津川村の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり、すべて基準を下回りました。

### 健全化判断比率

指 標		平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	— %	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	— %	20.00%	40.00%
	実質公債費比率	8.2 %	25.0%	35.0%
	将来負担比率	— %	350.0%	—

#### ※ 実質赤字比率

一般会計等(本村の場合、一般会計と貯木場特別会計)の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。(家計に例えて言えば、年収に占める年間の赤字の割合。)

標準財政規模＝標準税収入額等(村税や地方譲与税など) ＋ 普通交付税 ＋ 臨時財政対策債発行可能額

#### 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余(不足)額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

#### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3ヶ年平均値。(家庭に例えて言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合。)

#### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。(家計に例えて言えば、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合。)

### 資金不足比率

指標	特 別 会 計	平成21年度	経営健全化基準
資金不足比率	簡易水道事業特別会計	— %	20.00%
	十津川温泉事業特別会計	— %	
	湯泉地温泉事業特別会計	— %	

#### ※ 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足の事業規模(事業収入)に対する割合。

◎ 健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して、9月定例村議会へ報告いたしました。